

合」という。)が百分の〇・一五以上であるときは、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該教育訓練費の額の百分の十二(当該教育訓練費割合が百分の〇・二五未満であるときは、当該教育訓練費割合から百分の〇・一五を控除した割合に四十を乗じて計算した割合に百分の八を加算した割合(当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)とする。)に相当する金額を控除する。この場合において、その控除を受ける金額が、当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供した適用対象事業基盤強化設備等につき第三項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額又はその年分において有する第四項に規定する繰越税額控除限度超過額につき同項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)を超えるときは、当該控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

7 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 教育訓練費 個人が当該個人のその事業に係る使用人(当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。次号において同じ。)の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

二 労務費 所得税法第二十八条第一項に規定する給与等(使用人に対して支給するものに限る。)、法定福利費(法令の規定により事業主が負担することとされている福利厚生費として政令で定めるものをいう。)及び前号に掲げる教育訓練費をいう。

8 第一項の規定は、同項に規定する個人が所有権移転外リース取引により取得した事業基盤強化設備等については、適用しない。

9 第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、適用対象事業基盤強化設備等の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

10 第三項及び第六項の規定は、確定申告書に、これらの規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十條の四 青色申告書を提出する個人で沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六條第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第十條第二項に規定する承認経営革新計画に従つて沖縄振興特別措置法第六十六條第一項に規定する経営革新のための事業を行う同項に規定する特定中小企業者であるものが、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品(財務省令で定めるものに限る。)並びに建物及びその附属設備で政令で定める規模のもの(以下この条において「経営革新設備等」という。)を取得し、又は経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該経営革新設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十四(建物及びその附属設備については、百分の二十)に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した

11 第四項の規定は、供用年及びその翌年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該翌年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

12 その年分の所得税について第三項、第四項又は第六項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百十條第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)並びに租税特別措置法第十條の四第三項、第四項及び第六項(事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除)」とする。

(沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)

第十條の五 青色申告書を提出する個人で沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第六十六條第五項の規定により読み替えて適用される中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第十條第二項に規定する承認経営革新計画に従つて沖縄振興特別措置法第六十六條第一項に規定する経営革新のための事業を行う同項に規定する特定中小企業者であるものが、平成十四年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間(第三項において「指定期間」という。)内に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該承認経営革新計画に定める機械及び装置、器具及び備品(財務省令で定めるものに限る。)並びに建物及びその附属設備で政令で定める規模のもの(以下この条において「経営革新設備等」という。)を取得し、又は経営革新設備等を製作し、若しくは建設して、これを沖縄県の地域内において当該個人の営む事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。第三項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の年分における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該経営革新設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該経営革新設備等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十四(建物及びその附属設備については、百分の二十)に相当する金額との合計額(次項において「合計償却限度額」という。)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該経

金額とする。ただし、当該経営革新設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

27 省 略

8 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる経営革新設備等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の四第三項及び第四項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（雇用の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の五 省 略

2 省 略

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる基準雇用者数、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該確定申告書に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した金額に限るものとする。

4 省 略

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十

営革新設備等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

27 同 上

8 第三項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

9 第四項の規定は、供用年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、当該各年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

10 その年分の所得税について第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）並びに租税特別措置法第十条の五第三項及び第四項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

（雇用の数が増加した場合の所得税額の特別控除）

第十条の六 同 上

2 同 上

3 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

4 同 上

5 その年分の所得税について第一項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十

条の五第一項（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例）

第十条の六 個人がその年において次の各号に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けようとする場合において、その適用を受けようとする規定による税額控除可能額（当該各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。）の合計額が当該個人のその年分の事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額に相当する金額を超えるときは、当該各号に掲げる規定にかかわらず、当該超える部分の金額（以下この条において「所得税額超過額」という。）は、当該個人のその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除しない。この場合において、当該所得税額超過額は、次の各号に定める金額のうち控除可能期間が最も長いものから順次成るものとする。

一 四 省 略

五 省 略

六 第十条の四第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額

七 省 略

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしきれなかった金額とみなした場合に適用される第十条第三項若しくは第五項（これらの規定を第十

条の六第一項（雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除）とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例）

第十条の七 同 上

一 四 同 上

五 第十条の二の三第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額

六 同 上

七 第十条の四第三項、第四項又は第六項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額、同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額又は同条第六項に規定する教育訓練費の額の百分の十二に相当する金額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額

八 第十条の五第三項又は第四項の規定 それぞれ同条第三項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしきれない金額を控除した金額

九 同 上

2 前項に規定する控除可能期間とは、同項の規定の適用を受けた年の翌年一月一日から、同項各号に定める金額について繰越税額控除に関する規定（当該各号に定める金額を当該各号に掲げる規定による控除をしきれなかった金額とみなした場合に適用される第十条第三項若しくは第五項（これらの規定を第十

条の二第二項から第三項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の二の二第四項、第十条の三第四項又は第十条の四第四項の規定をいう。次項及び第四項において同じ。）を適用したならば、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除することができる最終の年の十二月三十一日までの期間をいう。

3 第一項の個人の同項の規定の適用を受けた年（以下この項及び次項において「超過年」という。）の翌年以後の各年分（超過年の翌年からその年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合の各年分に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により所得税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過年における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかった金額として、第十条第八項第四号、第十条の二の二第五項、第十条の三第五項若しくは第十条の四第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの若しくは第十条第八項第五号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するもの又は第十条の二第四項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するものに限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4 前項の規定は、超過年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に所得税額超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除の対象となる所得税額超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

5 省 略

条の二第二項から第三項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十条の二の二第四項、第十条の二の三第四項、第十条の三第四項、第十条の四第四項又は第十条の五第四項の規定をいう。次項及び第四項において同じ。）を適用したならば、その年分の総所得金額に係る所得税の額から控除することができる最終の年の十二月三十一日までの期間をいう。

3 第一項の個人の同項の規定の適用を受けた年（以下この項及び次項において「超過年」という。）の翌年以後の各年分（超過年の翌年からその年までの各年分の所得税につき青色申告書を提出している場合の各年分に限る。）において、第一項各号に定める金額のうち同項後段の規定により所得税額超過額を構成することとされた部分に相当する金額は、当該超過年における当該各号に掲げる規定による控除をしても控除しきれなかった金額として、第十条第八項第四号、第十条の二の二第五項、第十条の三第五項、第十条の四第五項、第十条の五第五項若しくは第十条の五第五項の規定を適用したならばこれらの規定に規定する繰越税額控除限度超過額に該当するもの若しくは第十条第八項第五号の規定を適用したならば同号に規定する繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するもの又は第十条の二第四項各号の規定を適用したならば当該各号に規定する平成二十二年分繰越税額控除限度超過額、平成二十三年分繰越税額控除限度超過額、平成二十二年分繰越中小企業者税額控除限度超過額若しくは平成二十三年分繰越中小企業者税額控除限度超過額に該当するものに限り、繰越税額控除に関する規定を適用する。

4 前項の規定は、超過年の年分及びその翌年以後の各年分の確定申告書に所得税額超過額の明細書の添付がある場合で、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に同項の規定により適用する繰越税額控除に関する規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

5 同 上

（事業革新設備等の特別償却）

第十一条の二 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げる計画について当該各号に定める認定を受けたものが、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十六号）の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作の後事業の用に供されたことのない産業活力の再生及び産業活

動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号。以下この項において「旧特別措置法」という。）第
二条第九項に規定する事業革新設備（当該各号に掲げる計画に記載された機械及び装置に限る。以下この項及び第四項において「事業革新設備」という。）を取得し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供し、又は事業革新設備を製作して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該事業革新設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該事業革新設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の二十（当該事業革新設備が、旧特別措置法第二条第十一項に規定する特定事業革新設備である場合又は第三号に掲げる計画に記載されたものである場合には、百分の二十五）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該事業革新設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 旧特別措置法第五条第一項に規定する事業再構築計画（旧特別措置法第二条第四項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。） 旧特別措置法第五条第一項に規定する認定（旧特別措置法第六条第一項の認定を含む。）

二 旧特別措置法第七条第一項に規定する経営資源再活用計画（同条第三項第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。） 同条第一項に規定する認定（旧特別措置法第八条第一項の認定を含む。）

三 旧特別措置法第九条第一項に規定する経営資源融合計画 同項に規定する認定（旧特別措置法第十条第一項の認定を含む。）

四 旧特別措置法第十四条第一項に規定する事業革新設備導入計画 同項に規定する認定（旧特別措置法第十五条第一項の認定を含む。）

2 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日（次項において「新特別措置法施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置その他の減価償却資産（以下この項から第五項までにおいて「資源需給構造変化対応設備等」とい

う。)を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の営む事業の用(貸付けの用を除く。次項において同じ。)に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該資源需給構造変化対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。)には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上当該資源需給構造変化対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額(当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額の百分の三十(建物及びその附属設備については、百分の十五)に相当する金額をいう。)との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資源需給構造変化対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項に規定する資源生産性革新計画(同条第四項の規定に基づき同法第二条第十項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限り。)について同法第十一条第一項に規定する認定(同法第十二条第一項の認定を含む。)を受けた個人 当該資源生産性革新設備等

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十六条第一項に規定する資源制約対応製品生産設備導入計画について同項に規定する認定(同法第十七条第一項の認定を含む。)を受けた個人 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された同法第二条第十一項に規定する資源制約対応製品生産設備

3 青色申告書を提出する個人が、新特別措置法施行日から平成二十四年三月三十一日までの間に資源需給構造変化対応設備等を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から当該資源需給構造変化対応設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

4 前条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける事業革新設備の償却費の額を計算する場合又は第二項の規定の適用を受ける資源需給構造変化対応設備等の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中

（集積区域における集積産業用資産の特別償却）

第十一條の二 青色申告書を提出する個人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第七條第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四條第二項第二号に規定する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に、同法第十四條第一項の承認（同法第十五條第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四條第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに政令で定める建物及びその附属設備（以下この条において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該個人の営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九條各号に掲げる業種に属する事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該集積産業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額（その年の指定期間内にその用に供した当該個人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費とし

「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文又は第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

5 個人の有する資源需給構造変化対応設備等で第三項の規定の適用を受けたものに係る前項の規定の適用については、同項中「又は第二項の」とあるのは「又は第二項若しくは前項の」と、「第二項本文」とあるのは「第二項本文若しくは第三項」とする。

6 前条第三項の規定は、前各項の規定を適用する場合について準用する。

（集積区域における集積産業用資産の特別償却）

第十一條の三 青色申告書を提出する個人が、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第七條第一項に規定する同意基本計画（以下この項において「同意基本計画」という。）に定められた同法第四條第二項第二号に規定する集積区域（以下この項において「集積区域」という。）内において、同法の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、同法第十四條第一項の承認（同法第十五條第一項の承認を含む。）を受けた同法第十四條第一項に規定する企業立地計画に定められた機械及び装置並びに政令で定める建物及びその附属設備（以下この条において「集積産業用資産」という。）で、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことを取得し、又は集積産業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該集積区域内において当該個人の営む指定集積事業（当該同意基本計画に定められた同法第十九條各号に掲げる業種に属する事業をいう。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該集積産業用資産をその用に供した場合を除く。）において、その用に供した当該集積産業用資産が政令で定める要件を満たすものであるときは、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該集積産業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九條第一項の規定にかかわらず、当該集積産業用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備については、百分の八）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該集積産業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

て計算した金額とする。ただし、当該集積産業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける集積産業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「次条第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(特定農産加工品生産設備等の特別償却)

第十一条の三 青色申告書を提出する個人で特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの（第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。）のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画（以下この項において「経営改善計画」という。）について同条第一項の承認を受けたものが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（特定農産加工業経営改善臨時措置法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業（以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「特定農産加工品生産設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定農産加工品生産設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定農産加工品生産設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

- 2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける集積産業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の三第三項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

- 3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

(新用途米穀加工品等製造設備の特別償却)

第十一条の四

2| 青色申告書を提出する個人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成

二十一年法律第二十五号）第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるもの）に限り、前項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該個人の同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該新用途米穀加工品等製造設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該新用途米穀加工品等製造設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3| 第十一条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける特定農産加工品生産設備の償却費の額を計算する場合又は前項の規定の適用を受ける新用途米穀加工品等製造設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の三第一項本文又は第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

4| 第十一条第三項の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十九条 個人の有する減価償却資産がその年において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

青色申告書を提出する個人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるもの）に限る。以下この項及び次項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該個人の同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該新用途米穀加工品等製造設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該新用途米穀加工品等製造設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2| 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける新用途米穀加工品等製造設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の四第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3| 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

（特別償却等に関する複数の規定の不適用）

第十九条 同上

一 第十条の二の二から第十条の四まで又は第十一条から第十五条までの規定
二 省 略

一 第十条の二の二から第十条の五まで又は第十一条から第十五条までの規定
二 同 上

(特定災害防止準備金)

第二十條の二 青色申告書を提出する個人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの期間内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、当該各号の下欄に掲げる施設（以下この項において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設につき積立限度額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

個人	施設	費用
一 採石法（昭和二十五年法律第二百九十九号）第三十二条の三第一項に規定する採石業者登録簿に登録されている個人	同法第三十三条に規定する岩石採取場（以下この条において「岩石採取場」という。）	当該岩石採取場の岩石（同法第二条に規定する岩石をいう。次項及び第五項において同じ。）の採取の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「採石災害防止費用」という。）
二 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二十一条に規定する許可又は同法第七十七条に規定する認可を受けた個人で露天掘による石炭の採掘の事業を営むもの	露天掘による石炭の採掘を行う場所で政令で定めるもの（以下この条において「露天石炭採掘場」という。）	当該露天石炭採掘場の石炭の採掘の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「露天石炭採掘災害防止費用」という。）

2 前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 特定災害防止準備金が採石災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。）のうち当該岩石採取場における岩石の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ その年十二月三十一日において、当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該岩石採取場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額（その日までに第四項若しくは第五項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又はその年の前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）を控除した金額

二 特定災害防止準備金が露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この号及び次項において「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭採掘場における石炭の採掘の期間又は当該露天石炭採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ その年十二月三十一日において、当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該露天石炭採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された当該露天石炭採掘

場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

3| 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人のその年十二月三十一日における当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額が当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る前項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき、又は当該個人のその年十二月三十一日における当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額が当該露天石炭採掘場の露天石炭採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭採掘場に係る同項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4| 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が当該特定災害防止準備金に係る岩石採取場又は露天石炭採掘場につき採石災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、その年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5| 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一| 当該岩石採取場における岩石の採取又は当該露天石炭採掘場における石炭の採掘を廃止した場合、その廃止した日における当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

二| 採石法第三十二条の十の規定により同法第三十二条の三第一項の規定による登録が取り消された場合又は鉱業法第五十五条の規定により鉱業権が取り消され、若しくは同法第八十三条第一項の規定により租鉱権が取り消された場合、当該登録が取り消された日又は当該鉱業権若しくは租鉱権が取り消された日における特定災害防止準備金の金額

三| 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合、その譲渡し、又は廃止した日における特定災害防止準備金の金額

四| 前二項、前三号及び次項の場合以外の場合において特定災害防止準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における特定災害防止準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

6| 第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人が青色申告書の提出の承認

(特定災害防止準備金)

第二十条の二 省 略

24 省 略

- 5 前条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 6 前条第六項から第八項までの規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

(特定船舶に係る特別修繕準備金)

- 第二十条の三 青色申告書を提出する個人が、各年(事業(当該個人の事業所得を生ずべき事業又は不動産所得を生ずべき業務をいう。以下この条において同じ。))を廃止した日の属する年を除く。)において、その事業の用に供する船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五条第一項第一号の規定による定期検査(以下この項において「定期検査」という。)を受けなければならない船舶(総トン数が五トン未満のものを除く。以下この条において「特定船舶」という。)について行う定期検査を受けるための修繕(以下この条において「特別の修繕」という。)(に要する費用の支出に備えるため、当該特定船舶ごとに、積立限度額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。)

を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日(その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日)における特定災害防止準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日の属する年分及びその翌年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。この場合においては、当該特定災害防止準備金の金額については、前三項及び第八項の規定は、適用しない。

- 7 前条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

- 8 前条第六項から第八項までの規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

第二十条の三 同 上

24 同 上

- 5 第二十条第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。
- 6 第二十条第六項から第八項までの規定は、第一項の特定災害防止準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人が同項の特定災害防止準備金に係る事業を承継した場合について準用する。

(特別修繕準備金)

- 第二十条の四 青色申告書を提出する個人が、各年(事業(当該個人の事業所得を生ずべき事業又は不動産所得を生ずべき業務をいう。以下この条において同じ。))を廃止した日の属する年を除く。)において、その事業の用に供する次の各号に掲げる固定資産(非居住者の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産については、当該非居住者の事業の用に供する第二号から第四号までに掲げる固定資産については、当該非居住者の国内において行う事業の用に供するものに限る。)(について行う修繕(次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ当該各号に定める修繕に限る。以下この条において「特別の修繕」という。)(に要する費用の支出に備えるため、当該固定資産ごとに、積立限度額以下の金額を特別修繕準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。)

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第五条第一項第一号の規定による定期

2 前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 前項の個人が同項の特定船舶につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行ったことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の個人が、同項の特定船舶につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶と種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該個人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について前項の特定船舶と状況の類似する他の船舶につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が、当該特別修繕準備金に係る特定船舶（以下この条において「準備金設定特定船舶」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における

検査を受けなければならない船舶（総トン数が五トン未満のものを除く。）
当該定期検査を受けるための修繕

二 銃鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉並びにガラス製造用の連続式溶解炉 当該炉に使用するれんがの過半を取り替えるための修繕

三 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項に規定する一般ガス事業の用に供される球形のガスホルダー（同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものに限る。） 当該ガスホルダーにつき定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けるための修繕

四 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二条第一項に規定する石油の貯蔵の用に供する貯油槽 当該貯油槽につき消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十四条の三第一項の規定により定期的に行われる検査又は同法第十四条の三の二の規定により定期的に行われる点検（財務省令で定めるものに限る。）を受けるための修繕

2 同上

一 前項の個人が同項の固定資産につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

二 前項の個人が、その事業の用に供する同項第一号に掲げる船舶（以下この号において「特定船舶」という。）につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがなく、かつ、当該特定船舶と種類、構造、容積量、建造後の経過年数等について状況の類似する当該個人の事業の用に供する他の船舶（以下この号において「類似船舶」という。）につきその年十二月三十一日までに特別の修繕を行つたことがある場合 当該類似船舶につき最近において行つた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 種類、構造、容積量、建造又は築造後の経過年数等について前項の固定資産と状況の類似する他の資産につき最近において行われた特別の修繕のために要した費用の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

3 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が、当該特別修繕準備金に係る固定資産（以下この条において「準備金設定資産」という。）について特別の修繕のために要した費用の額を支出した場合には、その支出をした日における当該

当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の各年の十二月三十一日において、前年から繰り越された準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額のうちに当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕の完了予定日として政令で定める日の属する年の十二月三十一日の翌日から二年を経過したもの（以下この項において「特別修繕予定日経過準備金額」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金額については、当該経過した日の属する年の十二月三十一日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額の五分の一に相当する金額（当該金額がその年十二月三十一日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額に相当する金額）を、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 準備金設定特定船舶について特別の修繕が完了した場合 その完了した日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定特定船舶について特別の修繕が行われないこととなつた場合 その行われないこととなつた日における当該準備金設定特定船舶に係る特別修繕準備金の金額

三 準備金設定特定船舶をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額

四 省 略

6 1 8 省 略

（探鉱準備金）

第二十二条 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日

準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額（その日までにこの項若しくは第五項の規定により総収入金額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前年十二月三十一日までに次項の規定により総収入金額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。）のうち当該支出をした金額に相当する金額は、その支出をした日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

4 第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の各年の十二月三十一日において、前年から繰り越された準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額のうちに当該準備金設定資産に係る特別修繕の完了予定日として政令で定める日の属する年の十二月三十一日の翌日から二年を経過したもの（以下この項において「特別修繕予定日経過準備金額」という。）がある場合には、当該特別修繕予定日経過準備金額については、当該経過した日の属する年の十二月三十一日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額の五分の一に相当する金額（当該金額がその年十二月三十一日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額を超える場合には、当該特別修繕準備金の金額に相当する金額）を、その年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

5 同上

一 準備金設定資産について特別の修繕が完了した場合 その完了した日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

二 準備金設定資産について特別の修繕が行われないこととなつた場合 その行われないこととなつた日における当該準備金設定資産に係る特別修繕準備金の金額

三 準備金設定資産をその用に供する事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における特別修繕準備金の金額

四 同上

6 1 8 同上

（探鉱準備金）

第二十二条 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和四十年四月一日

から平成二十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一・二 省略

2 7 省略

（青色申告特別控除）

第二十五条の二 省略

2 4 省略

5 第三項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項の記載並びに同項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、当該確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り、適用する。

（転廃業助成金等に係る課税の特例）

第二十八条の三 省略

2 7 省略

8 前項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであった所得金額、所得税の額その他の事項につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

9 第七項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申

から平成二十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日の属する各年（事業を廃止した日の属する年を除く。）において、鉱業法第三条第一項に規定する鉱物に係る新鉱床探鉱費の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額以下の金額を探鉱準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積み立てをした年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

一・二 同上

2 7 同上

（青色申告特別控除）

第二十五条の二 同上

2 4 同上

5 第三項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨及び同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する事項の記載並びに同項に規定する帳簿書類に基づき財務省令で定めるところにより作成された貸借対照表、損益計算書その他不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算に関する明細書の添付があり、かつ、当該確定申告書をその提出期限までに提出した場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

（転廃業助成金等に係る課税の特例）

第二十八条の三 同上

2 7 同上

8 前項各号に掲げる場合に該当することとなった場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであった所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正を行う。

9 第七項の規定による修正申告書及び前項の更正に対する国税通則法の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限内に提出されたものについては、国税通則法第二十条の規定を適用する場合を除き、これを同法第十七条第二項に規定する期限内申告書とみなす。

告書とみなす。

二 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第二十八条の三第七項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

10 12 省 略

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

第二十八条の四 省 略

2 4 省 略

5 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の六までの規定の適用については、同項第三十号の規定中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第二十八条の四第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。）」とする。

二 四 省 略

6 省 略

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)

第二十九条の二 省 略

2 4 省 略

5 付与決議に基づく契約により取締役等又は権利承継相続人に特定新株予約権等を与える株式会社は、政令で定めるところにより、当該特定新株予約権等の付与に関する調査（以下この条において「特定新株予約権等の付与に関する調査」という。）を、その付与をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長

二 当該修正申告書で第七項に規定する提出期限後に提出されたもの及び当該更正については、国税通則法第二章から第七章までの規定中「法定申告期限」とあり、及び「法定納期限」とあるのは「租税特別措置法第二十八条の三第七項に規定する修正申告書の提出期限」と、同法第六十一条第一号並びに第六十五条第一項及び第三項中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする。

三 国税通則法第六十一条第一項第二号及び第六十六条の規定は、前号に規定する修正申告書及び更正には、適用しない。

10 12 同 上

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例)

第二十八条の四 同 上

2 4 同 上

5 同 上

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の四までの規定の適用については、同項第三十号の規定中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第二十八条の四第一項（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）に規定する土地等に係る事業所得等の金額（以下「土地等に係る事業所得等の金額」という。）」とする。

二 四 同 上

6 同 上

(特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等)

第二十九条の二 同 上

2 4 同 上

5 付与決議に基づく契約により取締役等又は権利承継相続人に特定新株予約権等を与える株式会社は、政令で定めるところにより、当該特定新株予約権等の付与に関する調査（第八項において「特定新株予約権等の付与に関する調査」という。）を、その付与をした日の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提

に提出しなければならない。

6 第一項第六号に規定する取決めに従い特定株式又は承継特定株式につき振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受けている金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより、当該特定株式又は承継特定株式の受入れ又は交付その他の異動状況に関する調書（以下この条において「特定株式等の異動状況に関する調書」という。）を、毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

7 省 略

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは特定株式等の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に質問し、その者の特定新株予約権等の付与若しくは特定株式若しくは承継特定株式の受入れ若しくは交付その他の異動状況に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11 第八項及び第九項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

12 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に対し第八項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。

13 第十一項に定めるもののほか、第九項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条の三 省 略

出しなければならない。

6 第一項第六号に規定する取決めに従い特定株式又は承継特定株式につき振替口座簿への記載若しくは記録をし、又は保管の委託を受け、若しくは管理等信託を引き受けている金融商品取引業者等は、政令で定めるところにより、当該特定株式又は承継特定株式の受入れ又は交付その他の異動状況に関する調書（第八項において「特定株式等の異動状況に関する調書」という。）を、毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

7 同 上

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調書又は特定株式等の異動状況に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定新株予約権等の付与に関する調書若しくは特定株式等の異動状況に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定新株予約権等の付与若しくは特定株式若しくは承継特定株式の受入れ若しくは交付その他の異動状況に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

10 第八項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十九条の三 同 上

2・3 省 略

4 付与契約により特定外国新株予約権を与えられた取締役等又は権利承継相続人に係る認定事業会社は、政令で定めるところにより、当該特定外国新株予約権の付与に関する調査（以下この条において「特定外国新株予約権の付与に関する調査」という。）を、その付与をした日（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第四条第一項又は第六条第一項の規定による認定があつた日において既に付与されている特定外国新株予約権にあつては、当該認定の日）の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

5 前項の認定事業会社は、政令で定めるところにより、取締役等又は権利承継相続人に係る当該特定外国株式及び当該株式と同一銘柄の株式の取得又は譲渡その他の異動状況に関する調査（以下この条において「特定外国株式の異動状況に関する調査」という。）を、毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

6 省 略

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定外国新株予約権の付与に関する調査又は特定外国株式の異動状況に関する調査の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定外国新株予約権の付与に関する調査若しくは特定外国株式の異動状況に関する調査を提出する義務がある者に質問し、その者の特定外国新株予約権の付与若しくは特定外国株式の取得若しくは譲渡その他の異動状況に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定外国新株予約権の付与に関する調査又は特定外国株式の異動状況に関する調査の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

10 第七項及び第八項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

11 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に特定外国新株予約権の付与に関する調査又は特定外国株式の異動状況に関する調査を提出する義務がある者に対し第七

2・3 同 上

4 付与契約により特定外国新株予約権を与えられた取締役等又は権利承継相続人に係る認定事業会社は、政令で定めるところにより、当該特定外国新株予約権の付与に関する調査（第七項において「特定外国新株予約権の付与に関する調査」という。）を、その付与をした日（特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法第四条第一項又は第六条第一項の規定による認定があつた日において既に付与されている特定外国新株予約権にあつては、当該認定の日）の属する年の翌年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

5 前項の認定事業会社は、政令で定めるところにより、取締役等又は権利承継相続人に係る当該特定外国株式及び当該株式と同一銘柄の株式の取得又は譲渡その他の異動状況に関する調査（第七項において「特定外国株式の異動状況に関する調査」という。）を、毎年一月三十一日までに、税務署長に提出しなければならない。

6 同 上

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定外国新株予約権の付与に関する調査又は特定外国株式の異動状況に関する調査の提出に関する調査について必要があるときは、当該特定外国新株予約権の付与に関する調査若しくは特定外国株式の異動状況に関する調査を提出する義務がある者に質問し、又はその者の特定外国新株予約権の付与若しくは特定外国株式の取得若しくは譲渡その他の異動状況に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。